



報道発表資料の配付日時

3月10日(木) 19時00分

発表項目 (行事名)	北方四島へのロシア法令に基づく「特恵制度」に対する緊急要望について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○昨日(9日)、ロシア政府において、北方四島を含む地域の経済開発に関する「特恵制度」の導入に関する法律が成立いたしました。</p> <p>○これを受け、本日(10日)、道では、外務省に別添のとおり要望いたしましたので、お知らせします。</p> <p>(別添資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北方四島へのロシア法令に基づく「特恵制度」に対する緊急要望書 		
参考			

報道(取材) に当たっての お願い			
他のクラブ との関係	同時配付 同時レク	根室記者クラブ	

担当 (連絡先)	総務部北方領土対策本部	担当：課長補佐 富永
		電話(代表) 011-231-4111 (内線22-754)
		電話(直通) 011-206-6486

北方四島へのロシア法令に基づく「特惠制度」に対する緊急要望

今般、ロシア側は、プーチン大統領が昨年9月の東方経済フォーラムの際に発表した北方四島を含む地域の経済開発に関する「特惠制度」の導入に関する法律を成立させました。

ロシア法令に基づくことを前提とした北方四島への「特惠制度」の導入や日本企業及び第三国企業等に対する経済開発への関与を広く呼びかけることは、北方領土に関する日本の一貫した立場や首脳間の合意に基づき日露間で議論してきた北方四島における共同経済活動の趣旨と相容れないものであります。

ロシア側が一方的に北方四島への「特惠制度」の導入に踏み切ったことは、到底容認できず遺憾であります。

政府におかれては、ロシア法令に基づく日本企業及び第三国企業等から北方四島への投資などが行われないう、国内はもとよりロシア側及び第三国に対して強く働きかけるよう要望いたします。

令和4年3月10日

北海道